

上越市市長交際費支出基準

平成 16 年 4 月 1 日改定
平成 17 年 7 月 22 日一部改定
平成 18 年 4 月 1 日一部改定
平成 20 年 4 月 7 日一部改定

支出項目	支 出 内 容	支出限度額
会 費	各種団体等（一の民間企業である場合を除く。ただし、当該民間企業が市政運営に大きく貢献していると認められる場合は含む。）が行う会合に構成員又は来賓として出席する場合の懇親会費の実費相当額	金額が案内文書等に明記されている場合はその額とし、明記されていない場合は 1 万円
弔慰	香典	1 万円
	生花	概ね 1 万 5 千円（消費税は含まない。）
見 舞	市政関係者（地元選出国會議員・県議會議員、近隣・関係自治体の長、市議會議員、市特別職、市行政委員会委員、市審議会・委員会等の委員、市内官公庁の長、公共性のある組合・団体の長、町内会長で、一部前・元職及び親族を含む。）への香典	1 万円
土産品	市政関係者（地元選出国會議員・県議會議員、近隣・関係自治体の長、市議會議員、市特別職、市行政委員会委員のそれぞれ現職に限る。）の病気、事故、災害等に対する見舞金品	1 万円
土産品	来客や訪問先等への土産品（市政運営上必要と認められる場合に限る。） 公職の候補者が選挙で当選した場合の祝金品は、一切支出しない。	1 万円
激励金	青年海外協力隊等への参加に対する激励金	1 万円
賛助金	各種団体等が行う事業に対する賛助金（公益性があると認められる場合に限る。）	1 万円

※弔慰及び見舞について、市長が市政運営上特に必要と認めるときは、この表に定める支出先以外にも支出することができる。